

終章 都市計画マスタープランの推進

1 協働によるまちづくり

都市計画マスタープランは、市全体及び地域の長期的な目標として都市空間の将来像を示すとともに、まちづくりの方向性についてとりまとめたものです。

都市計画マスタープランに基づくまちづくりは、市民、事業者、専門家等や行政などのまちづくりに関わる多様な主体が、適切な役割分担のもとで相互に協働して進めていく必要があります。

市は、「総合計画」によるまちづくりを進める上で、市街地の基本的な都市基盤を整えるため、「都市計画マスタープラン」に沿って土地利用誘導やインフラ施設など具体的な都市計画を決定するとともに、「総合計画」に示す基本構想・基本計画・実施計画や他の分野別計画に基づいて関連する施策を推進します。

また、地域独自のルールづくりなど住民主体のまちづくり活動に対して、これまで蓄積してきた本市のまちづくりに関する様々な情報やノウハウの提供、専門家等のアドバイザーの派遣などを通じて支援するなど、地域特性を生かしたまちづくりを推進します。

2 「地区まちづくり構想」の策定

都市計画はその実現に長期間かかるものも多くある一方で、社会経済情勢の変化や地区ごとの様々な課題に対して、迅速かつ柔軟な対応が求められる側面があります。

そのため、まちづくりに関わる多様な主体が活用できるよう、住民が熟議を重ねてまとめたまちづくり構想などを必要に応じて都市計画マスタープランに位置づけていくことも重要です。今回、地区ごとの状況や住民主体のまちづくりに柔軟に対応する場合の新たな仕組みとして「地区まちづくり構想」を創設します。

2-1 「地区まちづくり構想」の創設

「地区まちづくり構想」は、住民等の発意により、一定のまとまりを持った地区を対象に、地区の将来像やまちづくりの方針等を定めた構想を、随時、都市計画マスタープランに位置づける新たな仕組みとして創設します。

「地区まちづくり構想」を策定し、都市計画マスタープランに位置づけた後は、都市計画として支援することにより、その地区の将来像の早期実現に向けたまちづくりを推進していきます。

2-2 「地区まちづくり構想」の留意点

「地区まちづくり構想」は、本マスタープランに即したものであるとともに、本市の計画や関連する施策と整合が図られたものとします。

住民や事業者等が発意する場合には、当該地区の住民等の間で一定の合意形成が図られていることを前提とします。

「地区」とは、多様な主体の参加で創られた将来像を持ち、都市計画の支援などによってまちづくりを推進していく地区をいい、町内や小学校区など、適切なまとまりのある空間の範囲が考えられます。

2-3 都市計画マスタープランへの位置づけ

「地区まちづくり構想」は、都市計画マスタープランの一部として位置づけるものとし、必要に応じて追加・見直しを行います。

都市計画マスタープランに位置づける流れとしては、概ね以下の進め方を基本とし、策定後は地区でのまちづくりの展開を支援します。

地区まちづくり構想の発意・検討段階

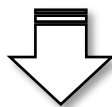
まちづくりを発意する住民等の主体は、地区の課題や方向性について、開かれた議論のもと十分な共有を図ったうえで、地区のまちづくりの方向性やビジョン、目標、将来像などについてまとめた「地区まちづくり構想(案)」を策定します。

「地区まちづくり構想(案)」の策定にあたっては、市は、行政情報の提供やまちづくりの進め方のアドバイス、専門家の派遣など、適切な支援を行います。



地区まちづくり構想の策定段階（都市計画マスタープランへの位置づけ）

策定された「地区まちづくり構想(案)」の内容について、市は、その公共性や吹田市全体のまちづくりの方向性との整合などを検証し、都市計画審議会の議を経て、都市計画マスタープランの一部である「地区まちづくり構想」として策定します。



地区でのまちづくりの展開段階

「地区まちづくり構想」を策定した地区では、構想に定めた内容を実現するため、地区独自のルールづくりなどについて検討を進めます。

市は、このようなまちづくり活動の段階において、地区計画や景観形成地区、建築協定、任意協定など、地区の実情に応じたルールの策定などを協働により進めるとともに、情報の提供や専門家の派遣等の支援を継続的にを行います。

3 まちづくりの評価と見直し

都市計画マスタープランは、長期的な目標として都市空間の将来像の実現をめざすものですが、目標年次には、平成 16 年(2004 年)の策定以降のまちづくりの成果を検証するとともに、本市を取り巻く様々な動向を踏まえ、第 2 次都市計画マスタープランを策定します。

しかしながら、一方で目標年次である平成 36 年(2024 年)までの 10 年間に、社会経済情勢の変化や上位関連計画の改定、新たな制度への対応など、見直しの必要性が生じた場合には、長期的な目標との整合に留意しながら適宜見直しを行うものとします。

見直しに必要となるまちづくりの成果の検証に向けて、都市計画基礎調査など様々な調査・検討を通じて客観的なデータの蓄積に努めます。